

平成26年9月17日開会

平成26年9月18日閉会

平成26年

第3回定例会会議録

(2日目)

小豆島町議会

平成26年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年9月18日（木）午後1時30分開議

- 第1 議案第52号、議案第57号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び請願第2号に対する討論及び採決
- 第4 議員派遣について
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

開議 午後 1 時26分

○議長（森口久士君） 皆さんこんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

昨日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。  
います。

本日の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしく  
お願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立  
しました。

これより開会いたします。（午後 1 時26分）

直ちに本日の会議を開きます。

お諮りします。

日程第 1 及び日程第 2 の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、そ  
の後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託さ  
れた全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これ  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第 1 及び日程第 2 の各  
常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの  
常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1  
議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第 1 議案第 5 2 号、議案第 5 7 号及び請願第 2 号に対する総務建設常任  
委員会審査報告

○議長（森口久士君） それでは、日程第1、議案第52号、議案第57号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 平成26年9月18日。小豆島町議会議長森口久士殿。総務建設常任委員会委員長谷康男。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月17日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成26年9月18日。
  2. 審査の経過。担当課から説明を受けた後、各委員より質疑を求め、慎重に審査した。
  3. 件名及び審査の結果。
    - (1) 議案第52号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例について。
    - (2) 議案第57号小豆島町税条例の一部を改正する条例について。
- 以上、2議案については、いずれも原案どおり可決するべきものと決定した。
- (3) 請願第2号解釈改憲による集团的自衛権を行使することを容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出に関する請願。

不採択と決定した。以上。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第52号、議案第57号及び請願第2号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第53号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） 次、日程第2、議案第53号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 平成26年9月18日。小豆島町議会議長森口久士殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月17日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成26年9月18日。
2. 審査の経過。担当課から説明を受けた後、各委員より質疑を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。
  - (1) 議案第53号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について。
  - (2) 議案第54号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について。
  - (3) 議案第55号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。
  - (4) 議案第56号小豆島町すくすく子育て基金条例について。

以上、4議案については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第53号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第52号から議案第57号及び請願第2号に対する討論及び採決

○議長（森口久士君） それでは、日程第3、議案第52号から議案第57号及び請願第2号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第52号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第53号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第53号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について反対の討論をいたします。

この条例は、国の子ども・子育て支援法に基づくものです。政府が来年度から施行しようとしている子ども・子育て支援新制度は、保育に対する国と自治体の責任を後退させ、保育への企業参入を拡大するものです。公的保育制度を守れという関係者や国民の大きな運動があり、児童福祉法第24条第1項には市町村の保育実施責任がうたわれました。

しかし、新制度では、事業者と利用者の直接契約が導入されるとともに、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、さまざまな保育形態が設定され、それぞれの形態によって職員配置や職員の資格の有無、職員処遇、施設面積などの基準が異なります。これは保育の質の格差をつくるものであり、全ての児童はひとしく保育を受けるという公的保育制度の根幹を壊すものであります。

また、新制度は、子育て支援、待機児童の解消、全ての子供たちが保育を受けられるがうたい文句ですが、認可保育所を増やすのではなく、また保育者は全員が有資格者でなくても了とするところもあるなど、公費負担を抑えた安上がりな保育では、安心して子供を預け、働ける保育環境をと願う保護者の要求に応えることはできません。

保護者の安心と子供の最善の利益を保障するためには、国や自治体が基準や財源に責任を持って就学前の保育、教育は実施されるべきであり、保育の最低基準の引き上げや、そのために必要な予算の確保が不可欠です。これらが満たされていない新制度は認めるわけにはいきません。以上のことから、この議案にも反対をいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第53号に賛成の立場で意見を述べます。

本条例は、条例内容におきましては、本町においてそんなに関係あるようなものではありません。しかしながら、待機児童を抱えている中で、国のほうがそれぞれの都市、また保育の形態などを定める中で、ある程度の基準を設ける必要があるというふうなことで、条例を国のほうでやっとするものであります。

我が町においては、なかなかこういうふうな分にはなつてこんどと思いますが、その中で、基準を定めておくことによって、もしそういうふうな場合になったときに対処できるというふうに思いますので、私は賛成いたします。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第53号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第54号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第54号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例については反対をいたします。

理由は、先ほど述べましたように、子ども・子育て支援新制度によりまして、保育の質の格差をつくるという内容が含まれているからです。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第54号に賛成の立場で意見を述べます。

先ほど申しましたように、ある程度のサービス、その地域におけるサービスを展開していく中で、条例がないと応分に間に合わないというふうなことで、条例はつくる必要があると思いますので、賛成いたします。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第54号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第55号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第56号小豆島町すくすく子育て基金条例について、これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号小豆島町すくすく子育て基金条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第57号小豆島町税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第57号小豆島町税条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

まず、法人税の引き下げについてですけれども、本来、町に入ってくる法人町民税の税率を引き下げ、その分を国が新たにつくった地方法人税という特別会計で徴収するという事です。この目的は、地方交付税の財源を確保するためで、自治体間の財政力格差を調整するためということです。しかし、これによって町にとって

は減収は避けられず、だからといって地方交付税が減収分きちんと入ってくる保証はありません。むしろ結果的には減らされる可能性もあると思います。

また、軽自動車及び小型特殊自動車、それから原動機自転車の税金の値上げです。国内では軽自動車普及状況は新車販売台数で4割近いシェアを占めており、特に地方において普及しています。長期にわたる所得低迷の中で、税を含めた自動車の維持費の負担が国民にとって重いものとなり、価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車が選ばれているということだと思います。

また、仕事でも多く利用されています。今回の軽自動車や原付オートバイなどに対する増税は、そんな生活者の暮らしや生業に打撃を与えるものだと思います。自動車業界の要望で自動車取得税を減税、廃止して、その減収のツケを軽自動車税の増税で町民に押しつけるものであり賛成できません。

以上のことから、今回の議案には反対いたします。よろしく申し上げます。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 私は、賛成の立場から討論を行います。

このたびの税条例改正は、税率及び軽減税率の規定について改正がなされるものですが、まず、法人町民税の税率改正につきましては、新たに地方法人税という交付税が創設されますが、これは法人に対する実効税率負担はそのままですが、税源が国へ4.4%移動するというございます。この法人税の一部は、地方交付税財源となり、地方交付税財源が増えることとなりますので、地方交付税に大きく依存している小豆島町にとって望ましい改正であると思います。

また、地方の自治体では、都市の好景気の影響がなかなか及ばないところもありますが、交付税から財源が配分されるということであれば、こういった地域差の影響も幾分緩和されるものではないかと期待できます。

次に、軽自動車税の税率改正でございますが、これについては、原付や軽自動車

を保有する全ての住民及び企業にとって増税となるものでありますので、大変厳しい改正であると言わざるを得ません。そもそもどうして軽自動車税だけが増税となるのか。目的としては、自動車取得税の減税に対する減収の穴埋めということですが、以前から軽自動車税に対しては徴税コストに対して安過ぎるのではないかという議論があったようです。

ご存じのように、普通自動車は排気量に応じて税額が異なりますが、排気量660ccの軽自動車が7,200円に対して、1,000ccの普通自動車は2万9,500円と、実に4倍であります。調べてみますと、軽自動車税の税率は、昭和59年から実に30年間変わっていないということです。その間、軽自動車の燃費や安全性能は著しく向上しておりますし、自動車の保有台数や物価に至るまで、軽自動車を取り巻く環境は全くさま変わりしております。

こうしたことを考えますと、果たして軽自動車税の税率が現在のままで適切かどうか疑問がないとは言いきれません。税金は行政サービスの対価でありますから、環境の変化に対応して税率の適切な見直しを行うことは、当然されるべきであると考えます。小豆島町においては、人口の減少が続く中であって、軽自動車税の税収は右肩上がりとなっており、今後も確実な税収が期待できるものでございます。

このたびの改正によって、軽自動車を保有する住民の負担は増えますが、小豆島町にとっては増収となるもので、交通安全施策や道路保全など、この大切な財源を行政がしっかり活用していただくことを切に願います。以上で賛成討論を終わります。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第57号小豆島町税条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第2号解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出に関する請願について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 私は、請願第2号について反対の立場で意見を述べたいと思います。

戦争のない平和な国際社会の実現は、世界共通の願いであり、我が国も日本国憲法のもとで平和国家として歩んできました。このたびの閣議決定は、国家安全保障会議における審議等に基づき、従来からの憲法解釈の枠組みの中で許容される自衛措置について法整備を行おうとするものであり、戦争をする国づくりを目指すものではないと思います。

今後国政の場において、十分な議論、審議が尽くされた上で、恒久的に戦争のない国際社会の実現や、国民の平和な暮らしを守るために、必要な法整備が行われるものと思いますので、閣議決定の撤回を求める必要はないと思います。よって、請願第2号の採択については反対いたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、この請願第2号解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出に賛成の立場で討論をいたします。

安倍政権が7月1日、国民大多数の反対の声に背き、閣議決定したこの集団的自衛権の行使は、半世紀にわたって歴代の内閣が憲法9条のもとで海外での武力行使は許されないとしてきた見解を180度転換するものです。

閣議決定はかつてのイラク戦争、アフガニスタン戦争のようなアメリカが引き起こした戦争に、従来の海外派兵法に明記されていた武力行使はしてはならない、戦闘地域に行ってはならないという歯どめを外し、自衛隊を戦地に派遣するということです。

戦闘地域での活動は、当然相手からの攻撃に自衛隊をさらすことになり、攻撃されれば応戦し、武力行使を行うことになります。これが何をもたらすかは、アフガン戦争に集団的自衛権を行使して参戦したNATO諸国がおびただしい犠牲者を出したことに示されています。

集団的自衛権行使問題は、国会でも十分な議論がされてなく、6月23日、朝日新聞の世論調査では、集団的自衛権の行使について、56%の人が反対との声があります。戦闘地域への派兵、そこでの他国軍隊の支援活動をこれまで以上に積極的に行おうとしていることは、自衛隊員の命を危険にし、殺し殺される状況に追いやるものです。

日本の安全保障政策に根幹にかかわる問題を、与党の密室協議を通じ、閣議決定で強行するという事は、立憲主義を根底から否定するものであり、半世紀にわたる国会論議と憲法解釈を大転換させるものであり、強く抗議をするとともに、撤回を求めるものです。多くの国民がこうした政府の暴走に強い危惧を抱き、反対世論は日ましに増え続けている中で、議員の皆さんには、世界に誇る平和憲法9条を守るという立場に立っていただき、この意見書提出に賛同していただきますよう、お願い申し上げます。賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に反対の方から発言を許します。4番松下議員。

○4番（松下 智君） どうしても2点ほど申し上げておきたいと思ひまして、反対討論を行いますけれども、私は戦争には当然として反対です。あつてはならないし、してはならない、当然思つておりますが、だからこの請願に反対する討論を述べさせていただきますと思ひます。

まず1点目ですが、集团的自衛権は憲法違反と違ふかということなんですけれども、憲法9条の戦争放棄、それには前文があるんです。憲法の前文に、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、我々の安全と生存を保持しようと思ひましたと。要するに、諸外国は公正と信義に基づいた対応をするであらうというのが前提条件です。

ですから、近年の日本を取り巻く状況を考へてみますと、まず領土問題ですけれども、アジアの大国は尖閣列島問題あります。沖縄本島も視野に入れとるといふふうな説もあります。現実に、日本の海域で海底油田の開発はもう既に、途方に採掘しておるんです。もう一つは、竹島問題ですけれども、竹島問題も自衛隊がない時代占拠されて、日本の国民の多くの方が殺害されておるんです。当時は自衛隊もありませんでした。憲法9条はありました。けれども、外交的な折衝で、やはり憲法9条だけでは現実に領土を占領されておる。詳しくは言いませんけれども、今言つた国の上の国も北方領土問題もあります。

先ほど湾岸戦争の話が出ましたけれども、湾岸戦争当時、機雷を敷設した。日本の機雷除去の技術は世界一なんですけれども、それでさえ集团的自衛権の問題があつて除去することはできなかつた。当然、機雷を除去するといふのは、日本の化石燃料関係の仕入れになつとるわけです。タンカーも守れない状況であつたといふ状況があります。そういったことから、日本を取り巻く状況は急激に変化しております。日本は他国から攻撃を受けた場合は同盟国に助けをもらいますが、同盟国が攻撃されたときには日本は助けられませんと、そういうような状況ではない時代背景があ

ると思います。

そういったことから、私は厳しい安全保障環境に目をつむって、抑止力が働かない現状を保持することはできないと思っておりますし、また、仲間の国と助け合う体制をとって、戦争の抑止力を高めることこそ平和の確保に重要であると。ひいては、日本の国家、日本の国民、いわゆる将来の子孫に対して、逆に無責任であろうと思っております。

2点目は、自然権と言われる、憲法13条に生存権がうたわれておるんです。それは自然権と言われております。当然、国とか国民を守るのは13条の生存権が目的であるんです。憲法9条は手段なんです。ですから、世界的な状況が変わってきたときには見直すことも視点に置いておくべきだと思います。この生存権は、国がある限り、国民がいる限り、当然として働くものなんです。国連憲章にも、生存権は当然として認められております。集団的自衛権も個別的自衛権も認められております。それを認めてないのは日本だけなんです。日本以外の国連加盟国は全てそれは当然として認めておるわけです。言いかえますと、憲法13条は憲法9条を凌駕するものといいますか、優越性があるというふうに私は思っております。

そういうことから、請願書につきましては、以上のことから反対とします。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定されました。

~~~~~

日程第4 議員派遣について

○議長（森口久士君） 次、日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に議員派遣の申し出が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第5及び日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第5及び日程第6を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があ

ります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成26年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員